

「不正改造車を排除する運動」実施細目

関東運輸局
令和2年3月

第1. 目的

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっている。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準に適合していても、車検後に部品の取付けや取外しをおこない、不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、車検での合格を強要する事業者もいる状況があり、これらの行為に対し排除が強く求められているところである。

このため、自動車の不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図るための一環として、関係機関及び自動車関係団体等の協力を得て、平成2年度から展開してきた「不正改造車を排除する運動」を令和2年度においても積極的に展開し、不正改造車の排除に努めるものである。

第2. 実施機関

本運動は、国土交通省が実施主体となり、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）及び軽自動車検査協会の協力のもとに、自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって実施するものであり、運輸局、運輸支局及び自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）は、これらの地方関係機関、自動車関係団体（以下「関係団体等」という。）及び地方自治体と連絡を密にして本運動を推進する。

第3. 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、令和2年6月1日（月）から令和2年6月30日（火）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、不正改造車の排除を強化して取り組むこととする。

第4. 不正改造車排除事項

次の重点排除項目及び基本排除項目に掲げる不正改造車等の事例において「不正改造車を排除する運動」を実施し、年間を通じた街頭検査、販売店等への立入調査や広報等において積極的な排除を呼びかけていく。

1. 重点排除項目

- (1) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (5) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）

2. 基本排除項目

- (1) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (4) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (5) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (6) 不正な二次架装
- (7) 不正軽油燃料の使用

第5. 実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような自動車の不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造車等に関する認識の向上を図るとともに積極的な排除を呼びかける。加えて、自動車運転教習所や運転免許センターに対しては関係者の緊密な連携の下、10～30代の教習生を中心に強力に啓発活動を展開するためポスターの掲示等の協力及び受講生への指導を依頼する。

また、強化月間においては、マスメディア等に積極的に働きかけ、自動車使用者（特に10～30代）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、アンケート調査実施要領（別紙1）を参照の上、アンケート調査（アンケート調査票は別紙1別添1及び別紙1別添2）を実施する。

(3) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等に対しては、自動車使用者等に対し、不正改造車の具体的な事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正改造車となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。また、強化月間においては、整備工場に入庫したディーゼル車の自動車使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を行う。

自動車整備士養成施設に対しては、施設に赴き不正改造車に対する認識を図るため出前講座を行うよう努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

- (1) 年間を通じ、運輸局及び運輸支局に不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報・相談（以下「情報等」という。）を受ける不正改造車・迷惑黒煙車相談窓口（以下「不正改造車・黒煙110番」という。）を設置し、ウェブ上からも関係サイトからリンクを貼る等により、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する相談に応じるとともに、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報を収集する。また、不正改造車（疑わしい車両を含む。）を排除していくために必要な情報をわかりやすく掲載するなど積極的な情報提供を呼びかけるとともに、不正改造車の追跡率向上に努める。

さらに、強化月間においては、不正改造車・黒煙110番の認知度向上のための広報活動をする。

- (2) 年間を通じ、不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報等を基に不正改造車

(疑わしい車両を含む。)の自動車使用者に対して警告ハガキ(自動車の不正改造防止の啓発を含む)を送付し、自動車に不正改造の事実があれば不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。また迷惑黒煙車に関して通報があった自動車使用者に対し、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。(ハガキの様式は別紙2参照、なお、ディーゼルクリーンキャンペーンで用いた様式でも差し支えない。)

3. 不正改造車の排除のための取締り等

(1) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、原動機付自転車においても不正改造がなされていた場合には警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。また、強化月間においては、第4.1.の排除項目に特に重点をおいた街頭検査を実施するものとする。

(2) 構内検査の実施

申請や変更登録等のため運輸支局等へ来所した車両について、特に強化月間において検査を行い、自動車の不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(3) 自動車の不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、自動車の不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。また、街頭検査における情報、不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて自動車の不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

さらに、不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報、マスメディアによる情報等を基に、改造車の展示等のイベントに対し、必要に応じて調査、指導を行う。